

世界 税制事情

オーストラリア

アインスト・アンド・ヤング シドニー事務所
カーンズ 裕子

オーストラリア税制の概要

オーストラリアでは、法人税及び個人所得税は連邦政府レベルで課税され、所得や利益に対する直接課税が総税収入の大半を占めています（2007年度はおよそ65%）。関税、物品税や消費税（Goods and Services Tax (GST)）も連邦政府レベルで収税されますがGST収入は州政府に分配されます。州政府レベルでは給与税及び印紙税、そして市町村レベルでは土地税や市町村税の課税があります。

GSTは現在10%で、年間売上がA\$75,000以上の事業は全てGST登録をする必要があります。

オーストラリアの税制は、現在、財務省長官のDr. Ken Henryをリーダーとしたパネルにより包括的な見直しがされています。今後21世紀におけるオーストラリアの人口構造、社会、経済、環境等の変化に対応し、オーストラリアの経済的及び社会的向上を可能とする税制を築くことを目的としており、最終レポート発表は2010年早々の予定です。

法人税

1 概要

オーストラリア居住法人は、全世界所得に対してオーストラリアで課税を受けますが、課税所得に含まれる国外源泉所得に関して支払った外国税額に関しては、外国税額控除の制度があります。法人税率は、現在30%です。

2 欠損金

税務上の欠損金は、無期限の繰越が認められていますが、課税所得との相殺は、株主持分の継続性又は事業の継続性を満たしている場合のみ可能です。株主持分の継続性は、欠損金が発生した時点から欠損金を利用される

時点まで過半数の株主持分が継続して保有されていることを必要とします。本来究極的な個人株主レベルの持分の変動を検証するので、例えば、日系企業のオーストラリア子会社の場合には、日本の親会社の株主持分の動きを調査する必要があります。ただし、上場企業等の場合、10%未満の持分については分析を必要としない等の簡易規定も存在します。

事業の継続性テストは、持分の継続性が満たせない場合に使われますが、持分の継続性が満たせなくなった時点と欠損金を使う時点での事業を比較し、事業内容が変わっていないことを検証します。事業の継続性テストは事業に関わる事実関係を詳細に検討することを必要とします。

3 連結納税制度

連結納税制度は2002年に導入されており、法人税を対象とします。100%資本関係の居住法人、トラスト、パートナーシップのみが連結の対象となりますが、オーストラリアの場合、非居住親会社を共有する姉妹法人も税務上連結することが可能です。

連結納税グループは一納税者として取り扱われ、連結納税グループ内の取引は通常課税対象となりません。また、連結納税グループの親会社がグループ・メンバー会社の資産を全て所有するとみなされます。連結納税グループが組成される時又は連結納税グループに会社が参加する際には、連結納税グループの親会社によるみなし取得価額を計算する意味で参加会社の資産の税務簿価を再計算する必要がある場合があります。

また、会社が連結納税グループを脱退する際には、通常、連結納税グループ参加中におけるグループ会社間の取引等による資本の価値変動を反映させるために、脱退メンバー会社の資本の税務簿価を再計算する必要があります。連結納税グループ内ではグループ会社間の欠損金と課税所得の相殺が可能で、

資産の移転に関する法人税課税のないこと、過少資本の計算がグループ・ベースで行われること、などのメリットがあるため、100%グループ会社の多くは連結納税を選択しています。

4 配当とインピュテーション制度

オーストラリアでは、配当される法人利益に関して二重課税が発生しないよう、インピュテーション制度が採用されており、法人が納めた法人税はフランキング・クレジットとして配当に付され、このフランキング・クレジットは配当を受取る株主の課税額と相殺（フランキング・リベート）が可能です。

配当が非居住者に支払われる場合は、フランキング・クレジットが付与されている割合に応じて配当源泉税が免除されます。2008年に改定された日豪租税条約では、配当源泉税の大幅な減率があり、日本への配当に課される源泉税率は持分等の要件に応じて0%、5%、10%となっています。

居住法人が10%以上所有する外国法人から受取る配当はオーストラリアでは非課税となりますが、非課税の国外源泉配当に関して外国税額控除はできません。また、非課税扱いの国外源泉配当は、「導管国外所得(Conduit Foreign Income)」としてオーストラリアでの源泉税課税を受けず海外の株主に配当することが可能です。

5 資本と債務

資本と債務については、税法上特有の定義があり、これは法的形態ではなく経済的実態に基づいたものとなっています。融資取引が資本と債務両方の定義を満たす場合には、税務上は債務として取り扱われます。この資本・債務の区分は、上記の配当課税だけでなく、過少資本税制や源泉税規定における取扱いにも影響しますので、投資の際には融資形態について十分な検討が必要です。

6 キャピタル・ゲインズ税 (CGT)

棚卸資産等特定の除外資産以外の資産売却や移転から発生する損益はCGT課税対象となっています。キャピタル・ゲインは課税所得に含まれ、キャピタル・ロスは無期限の繰越が認められます。キャピタル・ロスは、将来のキャピタル・ゲインとのみ相殺が可能で、その際には持分の継続性又は事業の継続性を満たす必要があります。

特定の取引についてはキャピタル・ゲインの課税繰延べ (ロール・オーバー) も認められていますが、連結納税制度の導入に伴い国内における100%グループ会社間におけるロール・オーバー規定は廃止されました。取引当事者の片方又は両方が非居住者である場合にのみ一定の条件のもとで可能となっています。

非居住者はオーストラリアのCGT対象となる資産が“オーストラリア課税対象資産”に限られており、これは、オーストラリアの不動産に対する直接又は間接的所有権、オーストラリアに所在する恒久的施設の事業資産等を含みます。不動産には、オーストラリアに所在する鉱物、石油、採石資源の探索権、採掘権、採石権が含まれます。オーストラリア所在の不動産の間接的な所有権がオーストラリアのCGT対象となるため、非居住者が保有する非居住法人株式の持分が、オーストラリアのCGTの対象となりうることに注意が必要です。

また、2004年より、居住法人が過去2年間のうち最低12ヶ月間直接議決権を10%以上所有していた海外の関係会社株式の売却益は、海外法人の事業資産の割合に応じて非課税となっています。

個人所得税

個人納税者には、居住者、非居住者のほかに短期居住者という区分が存在します。居住者は通常オーストラリアに在住している人を指しますが、オーストラリアに継続的又は断続的に半年以上滞在した人も居住者となります。サブクラス457ビザの所有者は通常税務上居住者となります。短期居住者は、居住者のうち、オーストラリアで短期ビザ (サブクラス456, 457又は Electronic Travel Authority (電子ビザ)) を有して就労し、更にオーストラリアの社会保障制度上オーストラリア居住者ではない人となります。

居住者は全世界所得がオーストラリアにおいて課税対象となりますが、短期居住者は国外源泉所得 (海外雇用所得は除く) や海外資産のキャピタル・ゲインについてはオーストラリアでの課税がありません。

オーストラリア税務当局 (ATO) のコンプライアンス・プログラムと税務調査の動向

ATOは毎年、その年度の活動の焦点等をまとめたコンプライアンス・プログラムを発表しています。2009 - 2010年度は、中小規模納税者 (年間売上がA \$ 2,000,000からA \$ 250,000,000) 及び大規模納税者 (年間売上がA \$ 250,000,000超) に関しては、コンプライアンス事項として特に欠損金、海外関係会社取引、M & A やクロス・ボーダー金融等が挙げられています。

税務調査に関しては、よりの絞って行うために、事前に納税者のリスク・レビュー (Tax Risk Review) を行っています。税務調査は1年以上かかるケースも稀ではありませんが、リスク・レビューは通常3 ~ 6ヶ

月で終了します。

リスク・レビューの対象は、ATOが焦点を当てている分野において重要な取引を行っていたり、業界の一般的な利益水準から乖離している業績であったり、会計上の利益と課税所得に大きな差額があるような納税者である場合が一般的です。日系企業に関しては、主に欠損金と移転価格がATOの焦点となる主要分野であるといえます。また、2008年度より、ATOは、年間売上がA \$ 100,000,000からA \$ 200,000,000の枠に入る事業納税者全てを対象に4年間にわたりリスク・レビューを行うことを発表しています。

リスク・レビューは納税者の税収に対するリスクを判定することを目的とし、レビューの結果高リスクと判定された納税者は将来的にATOの税務調査の対象となる可能性が大きく、中レベルのリスク判定は、引き続きATOの“注目リスト”に残る可能性があるといえます。実際の税務調査のタイミングは、該当取引の重要性やATOの他のコミットメントの有無等によるようです。

リスク・レビューの手続きは、財務諸表や課税所得計算のワークペーパーのレビューの後、面接が行われるのが一般的です。重要な海外関係会社取引のある納税者は、移転価格ドキュメンテーションの提出を要求される可能性があります。2年以上にわたり税務上欠損金を記録している重要な海外関係会社取引がある会社は、取引価格又は利益率をサポートする移転価格ドキュメンテーションがあること、そして、ドキュメンテーションの一部として会社の管理者の影響外である経済状況がいかに利益率に影響しているかを書面化しておくことが重要といえます。

【執筆者紹介】

カーズ 裕子 (カーズ ゆうこ)
アーンスト・アンド・ヤング シドニー事務所
オーストラリアの法人税務に関し、14年にわたり在豪日系企業を中心にコンプライアンス・サービス及び税務アドバイスを提供。
Taxation Institute of Australia のフェローメンバー。